

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令

岩手県報登載規程（平成11年岩手県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登載手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により作成した電磁的記録は、次の各号に掲げる発行日に応じ、当該各号に定める日（これらの日が休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）の午前10時までに<u>法務私学担当課長</u>（以下「<u>担当課長</u>」という。）に送付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 急を要する事項又は発行日を指定する必要がある事項に係る県報の登載については、<u>担当課長</u>に協議しなければならない。</p> <p>(発行手続)</p> <p>第5条 <u>担当課長</u>は、前条第3項の規定により電磁的記録の送付を受けたときは、事項別に編集し、番号等必要な事項を記載し、発行の手続を執らなければならない。この場合において、<u>担当課長</u>は、違式、誤字又は脱字等の明らかなものは訂正することができる。</p> <p>(発行後の正誤)</p> <p>第6条 県報登載事項中、誤りがあることを発見したときは、主管課等は、直ちに正誤事項を記載した原稿を<u>担当課長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による正誤原稿を受領したとき、又はその他の誤りがあるときは、<u>担当課長</u>は、直ちに正誤の手続を執らなければならない。</p> <p>(発行済の県報一覧)</p> <p>第7条 <u>担当課長</u>は、発行済の県報一覧を作成しなければならない。</p>	<p>(登載手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により作成した電磁的記録は、次の各号に掲げる発行日に応じ、当該各号に定める日（これらの日が休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）の午前10時までに<u>法務私学課長</u>（以下「<u>課長</u>」という。）に送付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 急を要する事項又は発行日を指定する必要がある事項に係る県報の登載については、<u>課長</u>に協議しなければならない。</p> <p>(発行手続)</p> <p>第5条 <u>課長</u>は、前条第3項の規定により電磁的記録の送付を受けたときは、事項別に編集し、番号等必要な事項を記載し、発行の手続を執らなければならない。この場合において、<u>課長</u>は、違式、誤字又は脱字等の明らかなものは訂正することができる。</p> <p>(発行後の正誤)</p> <p>第6条 県報登載事項中、誤りがあることを発見したときは、主管課等は、直ちに正誤事項を記載した原稿を<u>課長</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による正誤原稿を受領したとき、又はその他の誤りがあるときは、<u>課長</u>は、直ちに正誤の手続を執らなければならない。</p> <p>(発行済の県報一覧)</p> <p>第7条 <u>課長</u>は、発行済の県報一覧を作成しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。